

社会福祉法人ひまわり福祉会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり福祉会（以下「法人」という。）の、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 法人定款第8条及び第22条に定めるとおり、この法人の理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

(実施に必要な事項)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。